

# 山形県森林審議会 議事録

- 1 日 時 平成 26 年 3 月 10 日（月） 午後 2 時から
- 2 場 所 山形県自治会館 201 会議室
- 3 委 員 秋野公子、沖田純夫、神田リエ、菊田正廣、小山勝子、佐藤 昇、  
渋谷みどり、島津義史、白壁洋子、内藤いづみ、野堀嘉裕  
（佐藤景一郎、成澤久美、船渡川葉月）  
委員 14 人中 11 人出席 ※（ ）は、欠席委員

## 4 審 議

### [事務局（司会）]

大変お待たせいたしました。ご案内の時間でございますので、ただ今から「山形県森林審議会」を開会いたします。私は、本日の進行役を務めます森林課の土屋と申します。どうぞ、よろしくお願いいたします。

はじめに、山形県森林審議会の会議は公開で行いますとともに、議事録につきましても公開することとしておりますので、あらかじめご了承くださいと思います。

会議に先立ち、委員の皆様へ委嘱の辞令を交付させていただきます。辞令書は、若松農林水産部長から交付いたします。

#### ・ 山形県森林審議会の委員委嘱の辞令交付

### [事務局（司会）]

ありがとうございました。

それでは、審議会の開催にあたり、若松農林水産部長からご挨拶を申し上げます。

#### ・ 若松農林水産部長あいさつ

### [事務局（司会）]

ありがとうございました。本日の審議会は、委嘱後、初めての会議でございますので、委員の皆様から一言ずつ、ごあいさつを頂戴したいと思います。

#### ・ 各委員のあいさつ

### [事務局（司会）]

ありがとうございました。

なお、佐藤景一郎委員、成澤委員、船渡川委員は、本日所用のため、ご欠席となっております。県側の出席者につきましては、お手元の「出席者名簿」をご覧ください。

本日の審議会は、委員 14 名中 11 名の御出席をいただいておりますので、過半数を超えておりますので、山形県森林審議会運営要綱第 3 条の規定により、本審議会が成立しておりますことをご報告申し上げます。森林審議会に関する例規につきましては、お手元の資料 1 の後ろに添付しておりますので、ご参照願います。

それでは、次第に従いまして議事に入ります。

協議事項の①会長及び会長職務代行者の選任に移ります。

会長の選任方法につきましては、森林法第71条第1項の規定により、委員の皆様相互により選出していただくことになっております。

本来、先に仮議長を選出してから会長選出の進行となりますが、時間の短縮のため、手続きを簡略して、委員の皆様から会長選出について、御意見を伺いたいと思います。いかがいたしましょうか。

(菊田委員)

学識経験者でもあり、幅広い立場で判断を下せる野堀委員を推薦いたします。

[事務局(司会)]

ただいま、菊田委員から、野堀委員を推薦する発言がございました、いかがでしょうか。

(各委員)

異議なし

[事務局(司会)]

ご異議なしとの声でございますので、会長を野堀嘉裕(のぼりよしひろ)委員に決定することにいたしました。

それでは、野堀会長、席をお移り願ひまして、一言ごあいさつをいただき、引き続き議事の進行をお願いいたします。

・野堀山形県森林審議会会長あいさつ

<野堀会長>

それでは、議事に先立ち、山形県森林審議会運営要綱第5条の定めによる議事録署名人を指名いたします。議事録署名人として、渋谷みどり委員、島津義史(しまつよしちか)委員のご両名をお願いいたします。

それでは、議事を継続し、協議事項の①、会長の職務代行者の選任を行います。会長の職務代行者については、森林法第71条第3項の規定に「会長に事故あるときは、委員が互選した者がその職務を代行する」と定められておりますので、委員の皆様の中から事前  
に選出したいと思ひます。

委員の皆様、いかがいたしましょうか。

(菊田委員)

森林と一番かかわりの深いのは、森林組合だと思います。その森林組合を統括するのが、森林組合連合会となりますので、その会長である佐藤景一郎委員がふさわしいと思ひます。佐藤景一郎委員を推薦いたします。

## <野堀会長>

ただいま、菊田委員から、佐藤景一郎委員を推薦する発言がございましたが、他にございますか。

それでは、お諮りします。「佐藤景一郎委員」に会長の職務代行者をお願いすることに、ご異議ございませんか。

## (各委員)

異議なし

## <野堀会長>

ご異議なしと認め、会長の職務代行者を佐藤景一郎委員に決定することにいたしました。

続きまして、協議事項の②、部会及び企画委員の選任を行います。

最初に、山形県森林審議会運営要綱第6条で規定している、『森林保全部会』と『森林保護部会』の所属委員及び部会長を、「森林法施行令」第7条第2項及び第3項の規定に基づき、私から指名させていただきます。

お手元に配布しております、配布資料一覧の後ろについている、所属部会等を明記することができる「山形県森林審議会委員名簿」をご用意ください。

『森林保全部会』の委員は、沖田純夫委員、神田リエ委員、菊田正廣委員、小山勝子委員、島津義史委員、白壁洋子委員、成澤久美委員をお願いし、部会長に菊田委員をお願いしたいと思います。

『森林保護部会』の委員は、秋野公子委員、佐藤景一郎委員、佐藤昇委員、渋谷みどり委員、島津義史委員、内藤いづみ委員、船渡川葉月委員をお願いし、部会長に佐藤景一郎委員をお願いしたいと思います。

続きまして、「山形県森林審議会運営要綱」第7条第2項の規定により、企画委員会の委員を私から指名させていただきます。

企画委員の委員は、沖田純夫委員、神田リエ委員、菊田正廣委員、佐藤景一郎委員、渋谷みどり委員、内藤いづみ委員、そして野堀嘉裕委員をお願いしたいと思います。

企画委員会の委員長は、「山形県森林審議会運営要綱」第7条第3項の規定により、会長があたることとなっておりますので、私とただ今指名させていただいた委員の合計7名が企画委員会のメンバーとなります。よろしくお願いたします。

本日の協議事項はこれまでとなりますが、皆様から何かございませんでしょうか。

## □ 報告事項について

### <野堀会長>

続きまして、議事の（２）報告事項に移ります。

はじめに、報告事項①「山形県森林審議会の委員の定数に関する条例の制定について」、事務局から説明をお願いします。

### [事務局：古川森づくり推進主幹]

報告事項①「山形県森林審議会の委員の定数に関する条例の制定について」の説明

### <野堀会長>

ただいま、事務局から説明がありましたが、今の説明に関してご質問、ご意見を伺いたいと思います。

### (各委員)

質問・意見なし

### <野堀会長>

続きまして、報告事項②「平成 26 年度森林関係予算の概要について」、事務局から説明をお願いします。

### [事務局：齊藤副主幹]

②「平成 26 年度森林関係予算の概要について」の説明

### <野堀会長>

ただいま、事務局から説明がありましたが、今の説明に関してご質問、ご意見を伺いたいと思います。

先ほど農林水産部長から農業と林業の連携をどんどん図っていきたいという発言がありましたが、今の説明の中には連携を図ることのできる施策がかなりあると感じました。意見ですが、連携した施策がどんどん見えてくるといいと思います。

ほかに、ご質問、ご意見はありませんか。

### (菊田委員)

今後、使う林業への転換として施業の集約化、路網の整備、コスト低減のための機械化というお話がありました。そのために、集約化に向けた取り組みやコスト低減のための取り組みもあります。路網の整備では作業道などを環境税で整備していますが、その基幹となる林道についてどの程度の計画があるか教えてください。

### [事務局：梅津森林技術主幹]

平成 25 年度の事業は、昨年に発生した災害、入札不調、平成 24 年度の経済対策の前工事などで、当年度分の工事がだいぶずれ込み、次年度への繰越が多くなっています。平成

26年度事業のうち2億3千万円ほどが繰越工事で、当初予算分は2億4千万円ほどです。合計すると約4億7千万円となりますが、これは一頃に比べると小さい予算になっています。当初予算も平成25年度の当初予算に比べると約6割で、路線数もかなり減っています。平成25年度には3路線が完了になり、その完了した分に見合う新規路線というのはいない状態です。平成27年度新規に向けて置賜と村山の方で新規路線の開拓をしているわけですが、市町村からのいわゆる公共林道の要望が少なくなっているのが事実です。

林道自体の開設は少なくなっていますが、既存の林道を骨格にして、そこから森林組合などが事業主体となって整備できる作業道や林業専用道を盛んに切っています。作業道だと昨年度約60キロ切っていますし、特に温海森林組合の管内ですと、集約化した施業の団地だと1ヘクタールあたり100メートルという高密度で作業道を整備しています。近年は、既存の林道を生かして作業道を整備するという事業形態が増えていますが、新しい林道についてももしっかり計画していきたいと考えています。

### <野堀会長>

菊田委員よろしいですか。

### (菊田委員)

温海森林組合では、ヘクタール当り100メートルという、高密度の路網の整備により、一人当たりの生産高が通常の倍くらいになっていると聞いています。森林組合長のお話では、やはり林業専用道のように幅員4メートル以上の道路がしっかり山の中に入っていないと、高性能林業機械を生かすことができないと言っておりました。基幹となる林道を、三川町を除く34市町村に是非34路線、考えていただければと思います。

### <野堀会長>

貴重なご意見だと思います。植林はしたが道が作れないという場所もあると思いますので、道を作って整備を進める区域とそれ以外の区域といったゾーニングをしっかりとる時期に入っているのかもしれませんが。また、高性能林業機械の質もどんどん変わっていますので、本来切れないといわれていた場所も切れる所もあるかもしれません。そういう研究や調査がなされることを希望したいと思います。ほかに、ご質問、ご意見はありませんか。

### (佐藤昇委員)

上山市の大金入林道は、入り口と出口があってもそこにアクセスする道路がなく、便利の良い林道とは言えません。地域の方々からもあの林道は何のためにあるかわからないということで、市に何度も要望を出し続けていましたが、市ではどう対応しているのかわからないという回答でした。先ほど林道の活用という話題になりましたが、木は植え続けてきたものの使われなくて山が荒れている状態となっています。

今後、山の保全というものを、例えば最上のように素晴らしいスギがたくさんあって、有効活用してビジネスにつなげられるような展開を、県と一緒に進めていきたいと思えます。

### (沖田委員)

高性能林業機械については、林業再生事業等の支援もあって森林組合中心に普及してきたことは素晴らしいことだと思います。ただ、私が気になっていることは、秋田の合板工場に山形県から相当な原木が供給されていますが、行って見ると素晴らしい丸太が運ばれていました。合板はあんこになる部分が大半ですのでB材やC材で間に合うものが、我々の製材所や木材産業で使用する木材よりもむしろいいものが入っていて、これは何らかのルールが必要なのかと思っています。素材生産の方々にもっと山の中で仕分けして、A材は製材工場に買ってもらい、B材は合板に、C、D材はバイオマスというような仕組みがもっとできないのかという話をよくします。すると、返ってくる言葉が、費用対効果を考えると一定量の伐採数量を確保する必要があり、量的に確保することで精一杯になり仕分けに時間を割くことができないと。仕分けをしないで効率だけを考えてそういう素材生産をしていることが一つの問題と思っています。

また、現在鶴岡市でバイオマス発電が計画されていて、C、D材、工場廃材等を中心に利用されることは素晴らしいことだと思います。しかし、大規模な施設を作って、C、D材等が集まらず、結局A、B材に影響するということがないように、しっかりルールを作っていないと環境に負荷をかけてしまうことに成りかねません。ドイツでは以前大型工場にどんどん補助を出して工場を作った結果環境に負荷をかけてしまい、現在は地域で集まる材しか認めてないというようになったと聞いています。是非、この辺を県でも考えていただきたいと思います。

### [事務局：佐藤森林課長]

用途に合った使い方というのが本来の使い方だと思います。ただ、山の現場では量的に少ないと仕分けするのに手間がかかることから、実態としてはいわゆるA材がB材に混じってしまうことがあるようです。私も他県の工場の土場を見て、いい木があるなど思ったことがあります。

県では、今の木材の追い風を活かして、県産材を大きな流通の中でしっかり仕分けをして、山を切ったときにAはA、BはBに、それと今まで置き去りにしていたC、D材も一緒に出して、森林所有者の所得に還元できるような形を目指していきたいと考えています。

### <野堀会長>

先ほど林道の話がいくつか出ていましたが、国有林と民有林との連携による共同施業団地の関わり合いで島津委員にコメントをお願いします。

### (島津委員)

共同施業団地は、民有林と国有林が連携し、近接した場所を一緒に施業して低コストで林業経営をやっていく仕組みで、今年から取り組んでいます。最初に低コストとして出てくるのは道で、従来は国は国、民有林は民有林で道を計画して作ったところ、道が繋がらないということもありましたが、お互いに計画を出し合って、連携して路網が作れるというメリットがあると思います。林業経営にとって路網は重要な手段ですが、山形県内ではまだまだ足りない状況だと思います。路網の整備には、県だけでなく市町村や地元の人、森林経営の人の協力も必要だと思います。

また、さきほど出た意見は、山形県の林業の一番の問題点が指摘されたのではないかと思います。合板で県産材を使うのは当たり前になっていますが、元々カラマツを引いていたところを、スギのB材を合板として使えないかという研究で活用できるようになったものです。本来B材を使う用途として開発したところが、A材まで食い込んでくるということであれば、やはり県ではA材の活用を頑張らないといけないと思います。そういう点では、A材のコスト低減にも道は役に立つと思います。

#### <野堀会長>

続きまして、報告事項③「山形県水資源保全条例に基づく水資源保全地域の指定について」事務局から説明をお願いします。

#### [事務局：荒木環境企画課長]

③「山形県水資源保全条例に基づく水資源保全地域の指定について」説明

#### <野堀会長>

ただいま、事務局から説明がありましたが、今の説明に関してご質問、ご意見を伺いたいと思います。

#### (白壁委員)

1回目の水資源保全地域の指定が去年の9月、2回目の指定がこの3月ということで、今後指定区域がもっと増えていくと思いますが、どのように進めていこうとしているのか教えてください。

#### [事務局：荒木環境企画課長]

区域の考え方は、公共の用に供される水の取水地点があること。またその周辺の地域で、開発行為が取水量に重大な影響を及ぼす恐れがあるという区域を指定すると規則定めています。例えば、山奥の簡易水道の場合、水を確保するための代替手段がない地域となりますので、そういったところは指定していくという形になると思います。今回2回目の指定の手続きをしていますが、条例が昨年3月に制定され4月から施行されたということがあり、市町村もどういったところを指定すべきか戸惑っている状況でもあります。指定するには、水資源として重要かどうか、または取水量に重大な影響を及ぼすかなど、市町村の意見を聞き調整を図りながら進めていきたいと考えています。今後も、年2回程度、審議会等の意見を聞きながら地域指定の手続きを進めていきたいと考えています。

#### (白壁委員)

ありがとうございます。例えば米沢市の例を見ると大荒沢水源地は、確か田沢地区などの簡易水道の水源地になっていたと思いますので、ご説明いただいた通りかなと思います。

質問ですが、鬼面川貯水池の地域には、以前問題になった外国人が買った場所は含まれているのでしょうか。

**[事務局：荒木環境企画課長]**

大荒沢の方は、お話のとおり代替手段がない地域ということで市と調整の上入れています。

鬼面川貯水池の区域は、水田用の灌漑用水として重要な土地だと伺っています。この地域は、外国人が取得した地域が含まれています。

**<野堀会長>**

ここは指定してほしくないという場所がありますか。

**[事務局：荒木環境企画課長]**

具体的に聞いたことはありません。逆に来年度に向けて前向きに検討している市町村は結構あります。ただ、場所によっては森林の少ないところや最上川など大きな河川の場合だと重要な水資源を特定しにくいということで指定が難しいところもあります。そういう場合は、支流沿いの指定を検討するなど、市町村と調整をして進めていきたいと考えております。

**<野堀会長>**

ほかに、ご質問、ご意見はありませんか。

**(渋谷委員)**

この水資源が保全地域に指定された場合、この土地取引及び開発行為の事前届出制度の適用のほかに間伐等の森林整備を進めていくにあたって何か制限や注意点等があれば教えてください。

**[事務局：荒木環境企画課長]**

通常林業されている方には特に制限はありません。ただし、土石の採取とか深く井戸を掘るといった行為は開発行為にあたることから、2ヶ月前の届出をお願いしています。

**<野堀会長>**

続きまして、最後の報告事項といたしまして、④「第38回全国育樹祭について」、事務局から説明をお願いします。

**[事務局：佐藤みどり自然課長]**

④「第38回全国育樹祭について」説明

**<野堀会長>**

ただいま、事務局から説明がありましたが、今の説明に関してご質問、ご意見を伺いたいと思います。



### (神田委員)

出羽三山とか草木塔などの山形県らしさを打ち出していただけるといいと思いました。いろいろなイベントがあるようですが、例えば鶴岡市の雷音頭など地域らしさを一緒に出していただけると素晴らしいと思います。

### <野堀会長>

ほかに、ご質問、ご意見はありませんか。無いようですので、以上で報告事項を終了いたします。

議事の(3)その他に移りますが、委員の皆様から何がございませうか。それから今までの報告事項①～④までで何かあれば付け加えていただいても構いません。

### (内藤委員)

水資源保全条例の指定区域については、9地区のうち4地区が遊佐町ということで市町村によって思いが違ふのかと痛切に感じています。同じように全国育樹祭でも開催の中心地である市町村と他の市町村とでは考え方が違ふと感じます。山形市から会場の金山町に行くとするとう間がかかるということを考えれば、山形市内でこれだけの人口規模があれば同じように大きな祭りをを行うようにするなど、みどり環境税の活用で県民みんなで森を支えているという意識が芽生えて根付いてきていますので、全市町村で、その規模に応じた動きを作ってもらえればと思います。

### (秋野委員)

助成基準となっている住宅の構造材の80%以上県産材を使用するということは、大工さん頼みとなってしまう。建築設計事務所では、直接製材所とつながってはいないため、いつも大工工務店の方に県産材80%以上使用の証明を出してもらっています。しかし、そこがしんどく、施主だけでなく設計する私たちも80%以上使っているという実感がないので、最近はお家を買う人が山の木を直接買うとすることができないかと考える時があります。そうすると、例えば今ここに生えている木を買って伐採するところから見ることもできる、愛着がわくだけでなく、工事期間が決まった・間取りが決まった・いつから建つだろうというものではない、1年、2年がかりになってもとても良いことがつながってくるのではないかと、というようなことを最近考えることがあります。

また、全国育樹祭について、山形県建築士会の女性委員会で参加できないものかと思っています。建築士会は各県にありますが、最近は活動が活発でなくなってきたて参加する人も段々少なくなってきました。しかし、山形県建築士会の中でも女性委員会はなぜか活発です。しかし全体の建築士会の活動ができなくなっているため、女性委員会で何か見つけられればと思っていますところてす。

### [事務局：安達木材産業振興主幹]

県産材を使って住宅を建てるときに、実際に木を見ながら実感をもってもらいたいというご意見でしたが、各地域にある家づくりネットワークでそのような取り組みを実施しているところがあります。実際に山の木を見てもらい、その木を伐採して、製材所での加工も見学するというものです。そういうところも非常に大切だと思っていますので、これも合

わせて県産材の家づくりを考えていきたいと思ひます。

<野堀会長>

ほかに、ご質問、ご意見はありせんか。特にないようですので、これで本日の予定を全て終了いたします。

ここ 20 年、30 年、森林・林業・木材産業にとって不振な時代が続いてきました。しかし、昨今は追い風が吹いていると言われてはいますが、実感が無いということも事実としてあります。来年度以降は、希望的観測になりますが、追い風のある中で、この森林審議会の立場として外に打ってでられたら良いのではないかと思ひます。多彩なジャンルの皆様が委員でおられますので、皆様からご意見をいただき森林・林業の進め方に資することができたらいいと思ひています。

ここで、議長の務めを終えさせていただきます。どうもありがとうございました。

以上

議事録担当書記 森林課 森 貴之 ④

議事録署名人 \_\_\_\_\_ ④

議事録署名人 \_\_\_\_\_ ④